

平成 28 年度 債権放棄一覧

「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づき、28 年度中に放棄を行った債権は次の一覧のとおりです。

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署
一般	市立保育所延長保育負担金	758,610	31	14	1	2	2	第3号	こども青少年局 保育・教育運営課
	学校給食費負担金	36,125,265	1,737	14	1	8	2	第3号	教育委員会事務局 健康教育課
	市営住宅使用料	826,300	1	15	1	8	2	第1号	建築局 市営住宅課
		1,766,400	3	15	1	8	2	第2号	
		28,213,125	70	15	1	8	1 2	第3号	
	世帯更生資金貸付金	9,187,410	13	22	3	2	1	第3号	市民局 人権課
	技能職設備資金元利収入	155,000	1	22	3	4	16	第3号	経済局 雇用労働課
	振込通知はがき作成委託違約金	2,052	1	22	5	15	3	第5号	健康福祉局 障害企画課
	市営住宅返還費	1,553,226	10	22	5	15	3	第3号	建築局 市営住宅課
	市営住宅損害賠償金	6,296,063	2	22	5	15	3	第4号	建築局 市営住宅課
	臨時運行許可番号標未返却者等への 実費弁償請求代金	1,754	1	22	5	15	3	第3号	市民局 区連絡調整課
3,508		2	22	5	15	3	第5号		
母子父子寡 婦福祉資金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	2,400,837	4	1	1	1	3 8 10	第2号	こども青少年局 こども家庭課
				1	1	2	10		
		9,711,741	31	1	1	1	1 6,7,8, 10,11,13	第3号	
国民健康保 険事業費	国民健康保険一般被保険者第三者 納付金	2,025,919	1	10	2	1	4	第2号	健康福祉局 保険年金課
		38,444	1	10	2	1	4	第3号	
		80,654	1	10	2	1	4	第4号	

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署
中央卸売市場費	本場収入	153,384	1	5	1	1	1	第2号	経済局中央卸売市場本場 運営調整課
	南部市場収入	661,386	2	5	1	1	2	第3号	経済局南部市場活用課
下水道事業費	水洗便所設備資金貸付金返還金	45,386	1	14	6	2	-	第2号	環境創造局 管路保全課
		452,950	5	14	6	2	-	第3号	
市街地開発事業費	建物賃貸借契約に基づき発生した債権(賃料、共益費、確定延滞料及び原状回復費)	3,326,239	1	14	12	11	21	第1号	都市整備局 市街地整備調整課
			1	14	12	11	21	第5号	
病院事業会計	市民病院入院収益、外来収益及び室料差額収益	4,384,720	225	111	112	114	111	第3号	医療局病院経営本部 病院経営課
	脳卒中・神経脊椎センター外来収益	23,580	1	2	1	2	1	第2号	医療局病院経営本部 病院経営課
	脳卒中・神経脊椎センター入院収益及び外来収益	3,669,420	53	22	12	12	11	第3号	医療局病院経営本部 病院経営課
水道事業会計	水道料金	55,263,802	20,017	18	1	1	1	第3号	水道局 サービス推進課
	水道管毀損に伴う修繕代金等	2,337,799	60	1818	11	23	19	第3号	水道局 給水維持課
合計		169,464,974	22,277						

〈参考〉 横浜市の私債権の管理に関する条例 (抜粋)

第7条 市長等は、市の私債権(その額が5,000,000円以下のものに限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該市の私債権について履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の私債権につきその責任を免れたとき。

(3) 当該市の私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)

(4) 当該市の私債権について令第171条の2の規定による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。

(5) 当該市の私債権について令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該市の私債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。